

SecurityUSB

有効期限再設定ソフトウェア

マニュアル

このマニュアルでは有効期限再設定ソフトウェアの使用方法を説明しています。本ソフトウェアを正しくご利用いただくために、使用開始前に、必ずこのマニュアルを必ずお読みください。

1 ソフトウェア使用許諾契約書

本契約は、お客様（以下「お客様」とします）とハギワラソリューションズ株式会社（以下「弊社」とします）との間で弊社がお客様へ提供するソフトウェア（以下「許諾ソフトウェア」とします）の使用権許諾に関して次のように条件を定めます。

弊社は、お客様に対して、以下の条件に従って許諾ソフトウェアの使用を許諾いたします。お客様は、本契約書の内容をしっかりとお読みになり、本契約書の内容に同意できる場合に限り、お客様の責任で許諾ソフトウェアを使用してください。許諾ソフトウェアを使用することによって、お客様は本契約の各条項に同意したものとみなされます。本契約の各条項に同意されない場合、弊社はお客様に対し、許諾ソフトウェアのご使用を許諾できません。

第1条（総則）

許諾ソフトウェアは、日本国内外の著作権及びその他知的財産権に関する諸法令及び諸条約によって保護されています。許諾ソフトウェアは、本契約の条件に従い弊社からお客様に対して使用許諾されるもので、許諾ソフトウェアの著作権等の知的財産権は弊社に帰属し、お客様に移転いたしません。

第2条（使用権）

1. 弊社は、許諾ソフトウェアの非独占的な使用権をお客様に許諾します。
2. 本契約によって生ずる許諾ソフトウェアの使用権とは、お客様が取得または購入された許諾ソフトウェアがインストールされている電子機器上において、許諾ソフトウェアをお客様の機器等に対して使用する権利をいいます。
3. お客様は、許諾ソフトウェアの全部又は一部を複製、複写、並びに、これに対する修正、追加等の改変をすることができません。

第3条（権利の制限）

1. お客様は、許諾ソフトウェアを再使用許諾、譲渡、貸与又はリースその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。
2. お客様は、許諾ソフトウェアを用いて、弊社又は第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。
3. お客様は、許諾ソフトウェアに関しリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業を行ってはならないものとします。
4. お客様は、本契約に基づいて、許諾ソフトウェアがインストールされている電子機器と一体としてのみお客様の許諾ソフトウェアに関する権利の全てを、譲受人が本契約の条項に同意することを条件に譲渡することができます。但しその場合、お客様は許諾ソフトウェアの複製物を保有することはできず、許諾ソフトウェアの一切（全ての構成部分、媒体、電子文書及び本契約書を含みます）を譲渡しなければなりません。

第4条（許諾ソフトウェアの権利）

許諾ソフトウェアに関する著作権等一切の権利は、弊社または、本契約に基づきお客様に対して使用許諾を行うための権利を弊社に認めた原権利者（以下原権利者としてします）に帰属するものとし、お客様は許諾ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された使用权以外の権利を有しないものとします。

第5条（責任の範囲）

1. 弊社及び原権利者は、第6条2項に定義するアップデートデータが正常にインストールできることを保証いたしません。また、弊社及び原権利者は、当該アップデートデータのインストールによってお客様に損害が発生しないことを保証いたしません。
2. 弊社及び原権利者は、許諾ソフトウェアにエラー、バグ等の不具合がないこと、若しくは許諾ソフトウェアが中断なく稼動すること又は許諾ソフトウェアの使用がお客様及び第三者に損害を与えないことを保証しません。また、弊社及び原権利者は、許諾ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していないことを保証いたしません。
3. 許諾ソフトウェアの稼動が依存する、許諾ソフトウェア以外の製品、ソフトウェア又はネットワークサービス（第三者が提供する場合に限られず、弊社又は原権利者が提供する場合も含みます）は、当該ソフトウェア又はネットワークサービスの提供者の判断で中止又は中断する場合があります。弊社及び原権利者は、許諾ソフトウェアの稼動が依存するこれらの製品、ソフトウェア又はネットワークサービスが中断なく正常に作動すること及び将来に亘って正常に稼動することを保証いたしません。
4. お客様に対する弊社及び原権利者の損害賠償責任は、当該損害が弊社又は原権利者の故意又は重過失による場合を除きいかなる場合にも、お客様に直接且つ現実に生じた通常の損害に限定され且つお客様が証明することのできる許諾ソフトウェアの購入代金を上限とします。
5. 弊社又は原権利者は、債務不履行及び不法行為等の理由の如何にかかわらず、如何なる場合においても、お客様に生じた逸失利益、結果的損害、間接損害、若しくは、データ消失及び破損における損害については、一切賠償する責を負わないものとする。
6. 弊社は、弊社ウェブページにて定めるお問合わせ窓口（許諾ソフトウェア購入ページからリンクしてご確認ください。）に限り、お客様が弊社から使用許諾を受けた許諾ソフトウェアに関する技術的サポートを提供します。但し、弊社は、お客様の同意を得ることなく、当該窓口の受付時間及び当該サポートの提供の有無について随時変更することができるものとします。なお、弊社は、お客様との間で、別途契約を締結しないかぎり、当該サポートをお客様に提供及び継続する義務を一切負うことはありません。

第6条（著作権保護及び自動アップデート）

1. お客様は、許諾ソフトウェアの使用に際し、日本国内外の著作権及びその他知的財産権に関する諸法令及び諸条約に従うものとします。
2. お客様は、弊社又は弊社の指定する第三者がウェブ上に、許諾ソフトウェアのセキュリティ機能の向上、エラーの修正、アップデート機能の向上等の目的で許諾ソフトウェアが適宜にアップデートデータ（以下「アップデートデータ」とします）を公開する場合は、アップデートデータ公開後 90 日以内に許諾ソフトウェアをアップデートしなければなりません。また、お客様は、アップデートデータ公開後 90 日を経過した場合は、旧許諾ソフトウェアを、アップデートをする目的以外で使用することができません。お客様は、(i) 当該許諾ソフトウェアのアップデートに伴い、許諾ソフトウェアの機能が追加、変更又は削除されることがあること、及び(ii) アップデートされた許諾ソフトウェアについても本契約が適用されることに同意するものとします。

第7条（契約の解約）

1. 弊社は、お客様が本契約に定める条項に違反した場合、直ちに本契約を解約することができるものとします。
2. 前項の規定により本契約が終了した場合、お客様は契約の終了した日から 2 週間以内に許諾ソフトウェアの全てを廃棄するか、弊社に対して返還するものとします。お客様が許諾ソフトウェアを廃棄した場合、直ちにその旨を証明する文書を弊社に差し入れるものとします。
3. 本条 1 項の規定により本契約が終了した場合といえども、第 4 条、第 5 条、第 7 条第 2 項及び第 3 項並びに第 8 条第 1 項及び第 3 項乃至第 5 項の規定は有効に存続するものとします。

第8条（その他）

1. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。
2. お客様は、許諾ソフトウェアを国外に持ち出して使用する場合、適用ある条例、法律、輸出管理規制、命令に従うものとします。
3. 本契約に関連する一切の紛争については、弊社本店所在地の地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
4. 本契約の一部条項が法令によって無効となった場合でも、当該条項は法令で有効と認められる範囲で依然として有効に存続するものとします。
5. 本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様及び弊社は誠意をもって協議し、解決するものとします。
6. 本書の内容について、その正確性または完全性等について保証を行うものではありません。掲載内容については細心の注意を払っておりますが、万一、これらの情報に誤りがあったとしても、弊社は、一切責任を負いかねます。

2 本ソフトウェアについて

本ソフトウェアは、SecurityUSB Manager を使用し、SecurityUSB に対して設定した有効期限を再設定するためのソフトウェアです。管理者が有効期限を決定し、ユーザに期限再設定ソフトウェアを配布し、使用します。有効期限は延長/短縮することができます。また一度有効期限が切れた SecurityUSB に対しても使用可能です。

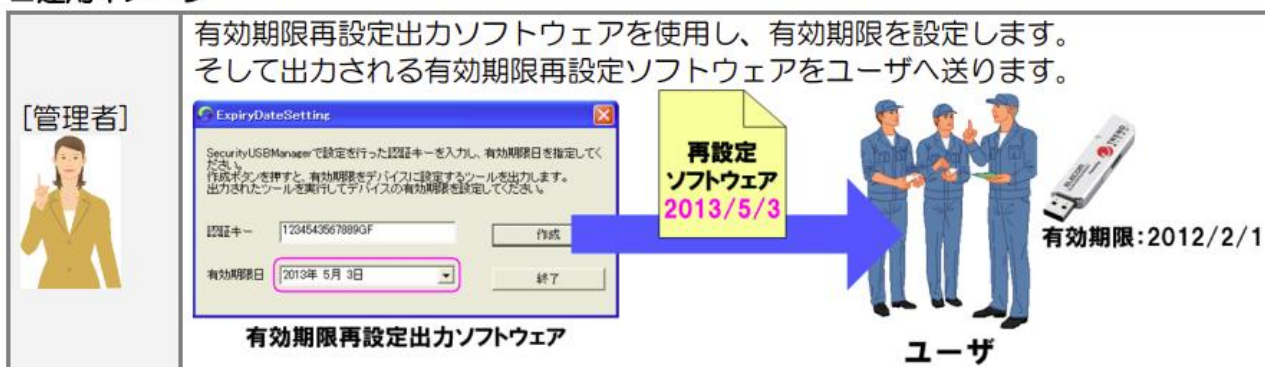
※使用期限を延長の際、その他の設定、SecurityUSB 内のデータは保持されます。

※ユーザが日付を決めることはできません。

※有効期限設定がされていない SecurityUSB には使用できません。



■運用イメージ



製品仕様

USB インターフェース	USB3.2(Gen1)/USB3.1(Gen1)/USB3.0/USB2.0
動作環境*1*2	プロセッサ: 1 GHz 以上のプロセッサまたは SoC RAM: 1 GB (32 ビット) または 2 GB (64 ビット) HDD/SSD の空き容量: 1GB グラフィックス カード: DirectX 9 以上および WDDM 1.0 ドライバー ディスプレイ: 1280 x 800
対応 OS	Windows 7 with SP1 Windows10 Windows11 ※日本語 OS 場合、日本語表示になります。 ※日本語 OS 以外の場合、英語表示になります。
対応ユーザアカウント	コンピュータの管理者 (Administrator) ※制限ユーザには対応していません
対象デバイス	• USB3.0 版ウイルス対策 USB MF-PUVT3**GM*シリーズ • USB3.0 版ウイルス対策 USB HUD-PUVS3**GM*シリーズ • USB3.0 版ウイルス対策 USB HUD-PUVM3**GM*シリーズ • USB3.0 版パスワードロッカー (HUD-PL3**GM) シリーズ

*1 拡張ボードで増設した USB インターフェースには対応していません。

*2 USB Mass Storage Class ドライバ、HID Class ドライバ、CD-ROM ドライバがあらかじめ組み込まれている必要があります。

3 使用方法

本ソフトウェアは、ウイルス対策 USB シリーズとセキュリティ HDD、パスワードロッカー（以下、対象デバイス）のパスワードポリシー設定、デバイスログ管理を行うためのシステム管理者用ソフトウェアです。

ご使用にあたって

- ・対象製品を接続した状態でパソコンを起動した場合、これまでに接続したことのある対象デバイスであっても新たにデバイスを認識する表示が出る場合があります。
- ・対象製品を接続してから認識されるまでに 5 分ほど時間がかかる場合があります。パソコンの再操作が可能になるまでお待ちください。
- ・パソコンの電源が入った状態で、対象製品をパソコンから取り外す際には、タスクトレイ（通知領域）上で、「ハードウェアの安全な取り外し」を行ってください。無理に取り外しますと、ファイルが消失したり、故障の原因になります。
- ・消失・破損したデータに関しては、当社は一切の責任を負いません。
- ・対象製品は、正しい向きでまっすぐ抜き差ししてください。
- ・本ソフトウェアはスタンバイや休止状態、スリープ状態には対応しておりません。
- ・対象製品を複数台接続している場合、本ソフトウェアは使用することはできません

使用方法

■管理者が行う処理

1: ExpiryDateSetting.exe を実行してください。

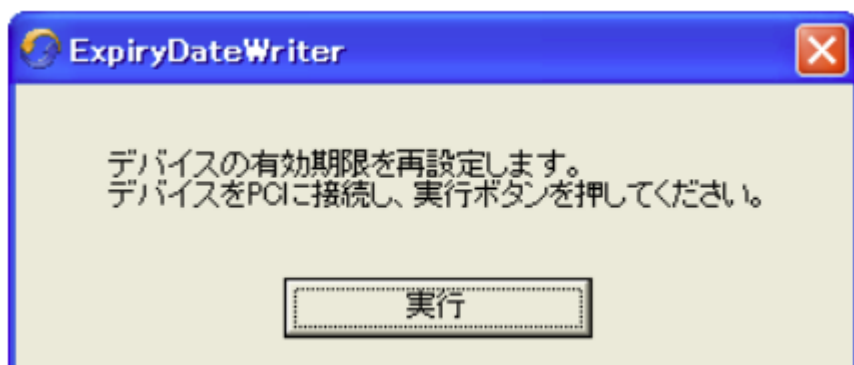
項目	内容
認証キー	延長する SecurityUSB に登録されている認証キーを入力してください。 認証キーは SecurityUSB Manager 使用時に管理者様が決定した番号です。 注意：異なる認証キーを持った SecurityUSB には実行できません。
有効期限日	延長/短縮する有効期限を入力してください。
作成	指定した認証キー/有効期限日が含まれた有効期限設定ソフトウェアを出力します。
終了	本ソフトウェアを終了します。

2: 認証キー/有効期限日を入力し、[作成]ボタンを押してください。有効期限設定ソフトウェア(フォルダ名: ExpiryDateWriter)の出力先が表示されるので、適当な場所へ保存してください。

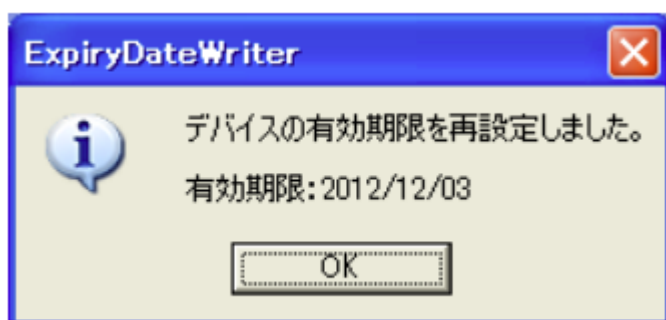
3.保存した有効期限設定ソフトウェアを有効期限変更する SecurityUSB を持っているユーザへ送付してください。

■管理者が行う処理

- 1:有効期限を変更する SecurityUSB を PC へ接続してください。SecurityUSB ソフトウェアが起動した場合、終了してください。
- 2:管理者から入手した有効期限再設定ソフトウェア: ExpiryDateWriter フォルダ内の ExpiryDateWriter.exe を実行してください。



- 3:[実行]ボタンを押してください。成功した場合以下の画面が表示されます。有効期限が正しいか確認してください。



◆掲載されている商品の仕様・外観、およびサービス内容等については、予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

◆Microsoft Windows は米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における商標または登録商標です。

◆その他掲載されている会社名・商品名等は、一般に各社の商標又は登録商標です。

なお、本文中には®および™マークは明記しておりません。

◆本ドキュメント内容は、2023 年 8 月時点のものです。今後、当該内容は予告なく変更される場合があります。

SecurityUSB 有効期限再設定ソフトウェア
マニュアル
2023 年 8 月